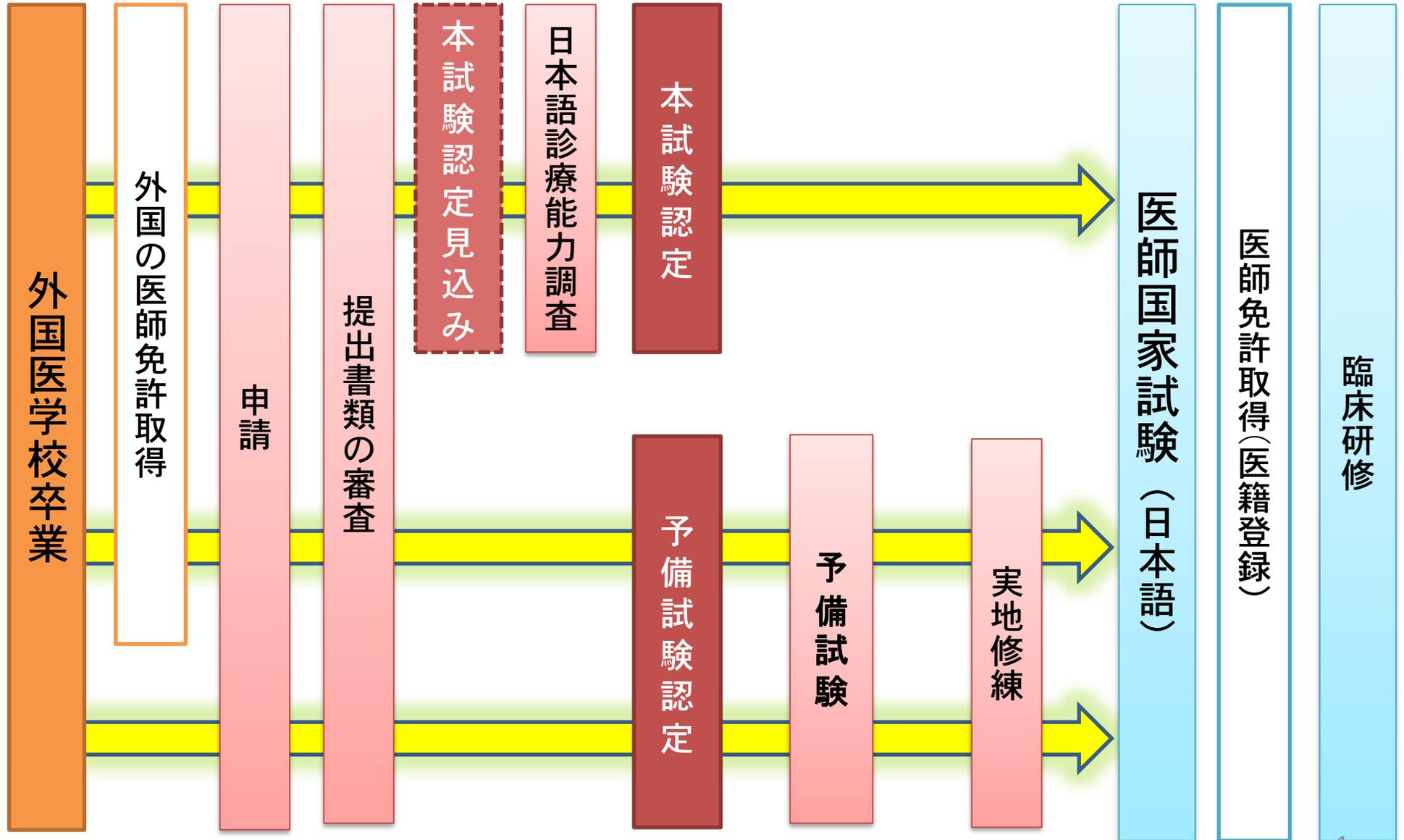


外国医学部卒業者の 医師国家試験受験資格認定等について

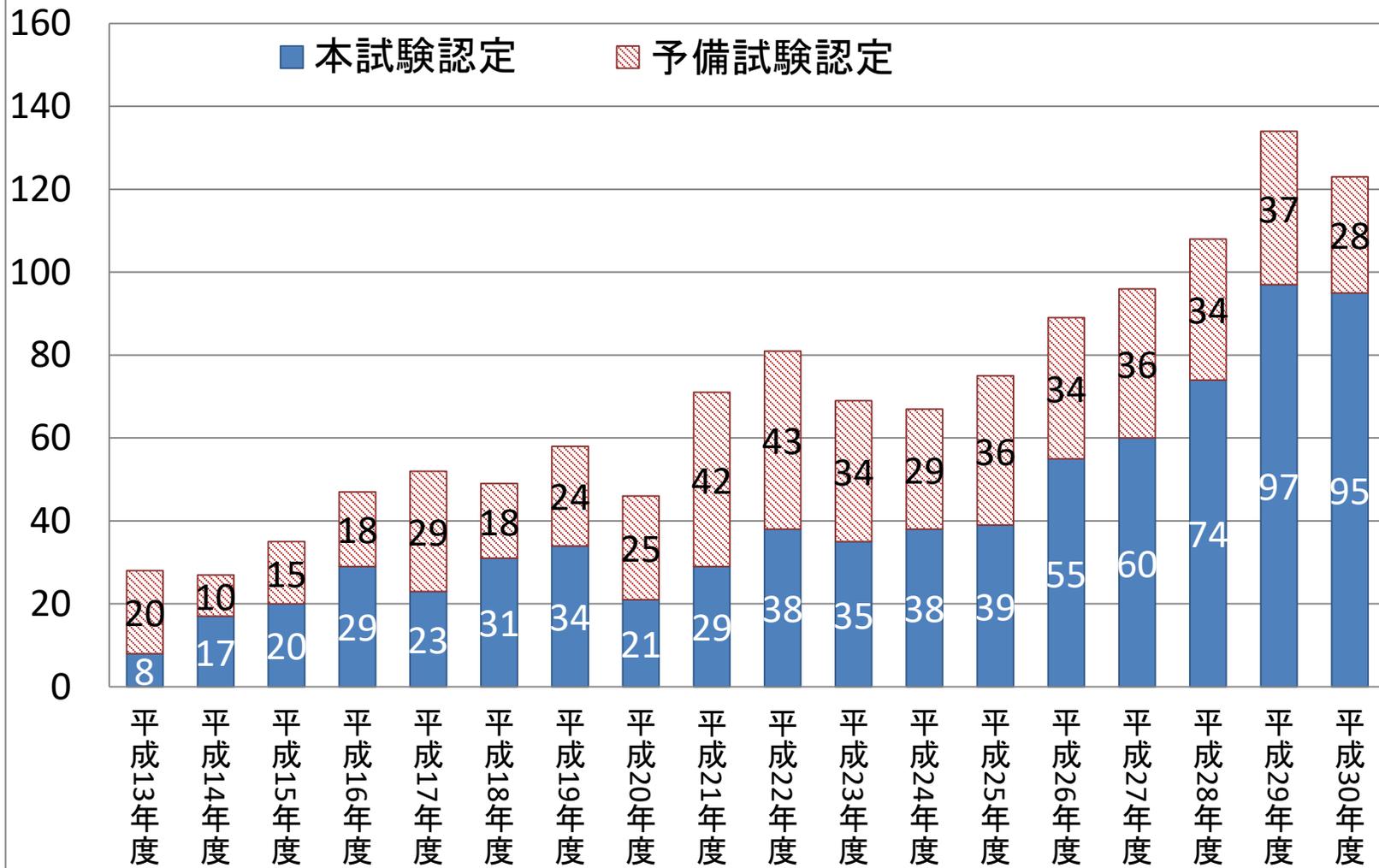
外国医学部卒業者による日本の医師免許取得の流れ

【医師国家試験受験資格認定】



受験資格認定者数の推移

(人)

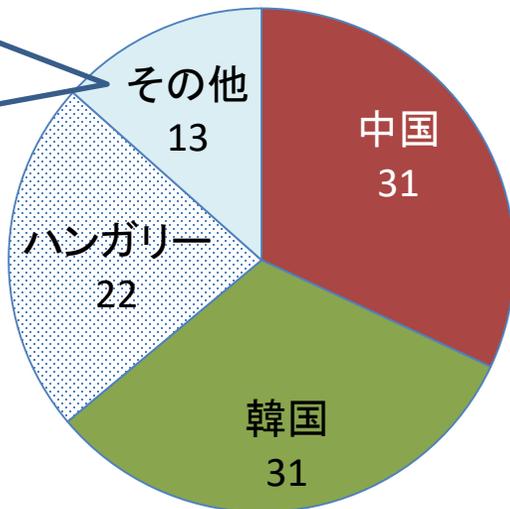


受験資格認定者の内訳(平成29年度)

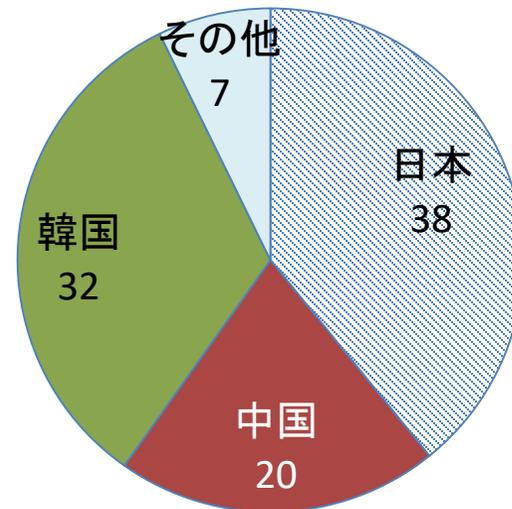
本試験認定

学校所在地別

【その他】米国、英国、
独国、アイルランド、イ
タリア、ウズベキスタ
ン、トルコ、ブラジル、ブ
ルガリア、ミャンマー、
ルーマニア

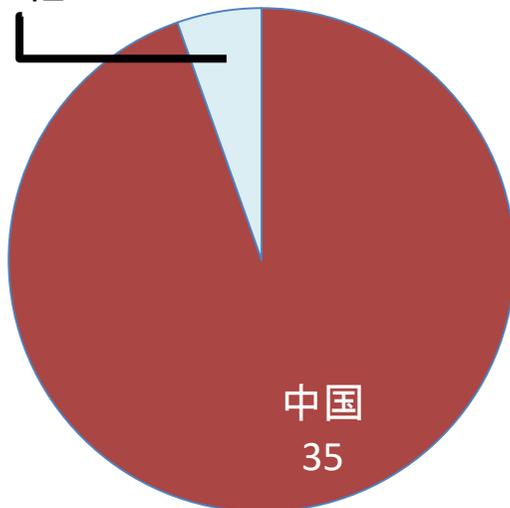


国籍別

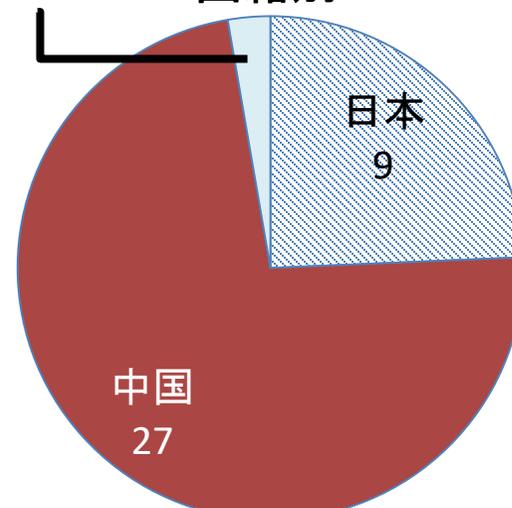


予備試験認定

学校所在地別



国籍別



平成29年度 の実績

外国医学校卒業

外国の医師免許取得

申請・提出書類の審査

ここまでの時点で
不適合の場合は申
請取り下げとなる
ため実数は不明

日本語診療能力調査
本試験認定見込み

平成29年度予備
試験認定者37名

予備試験認定

第1部試験筆記試験

第2部試験筆記試験

第2部試験実地試験

平成29年度日本語診療能力調査

受験者数 149人
合格者数 97人
合格率 65.1%

学校所在地	受験者数(欠席者除く)		合格者数/率			
	全体	日本国籍	全体	合格率	日本国籍	合格率
ハンガリー	23	47	22	96%	38	80.9%
韓国	45		31	69%		
中国	56		31	55%		
その他	25		13	52%		
合計	149		97	65.1%		

本試験認定

平成29年度医師国家試験予備試験第2部試験実地試験

受験者数 33人
(平成29年度以前の認定者も含む)
合格者数 20人
合格率 60.6%

(※)第2部試験実地試験受験者のうち、平成29年度予備試験認定者は5名

学校所在地	予備試験二部実地試験受験者 (※)		予備試験合格者/率			
	全体	日本国籍	全体	合格率	日本国籍	合格率
中国	30	13	18	60%	10	76.9%
その他	3		2	67%		
合計	33		20	60.6%		

実地修練(一年間)

平成29年度 の実績

医師国家試験
(日本語)



未受験

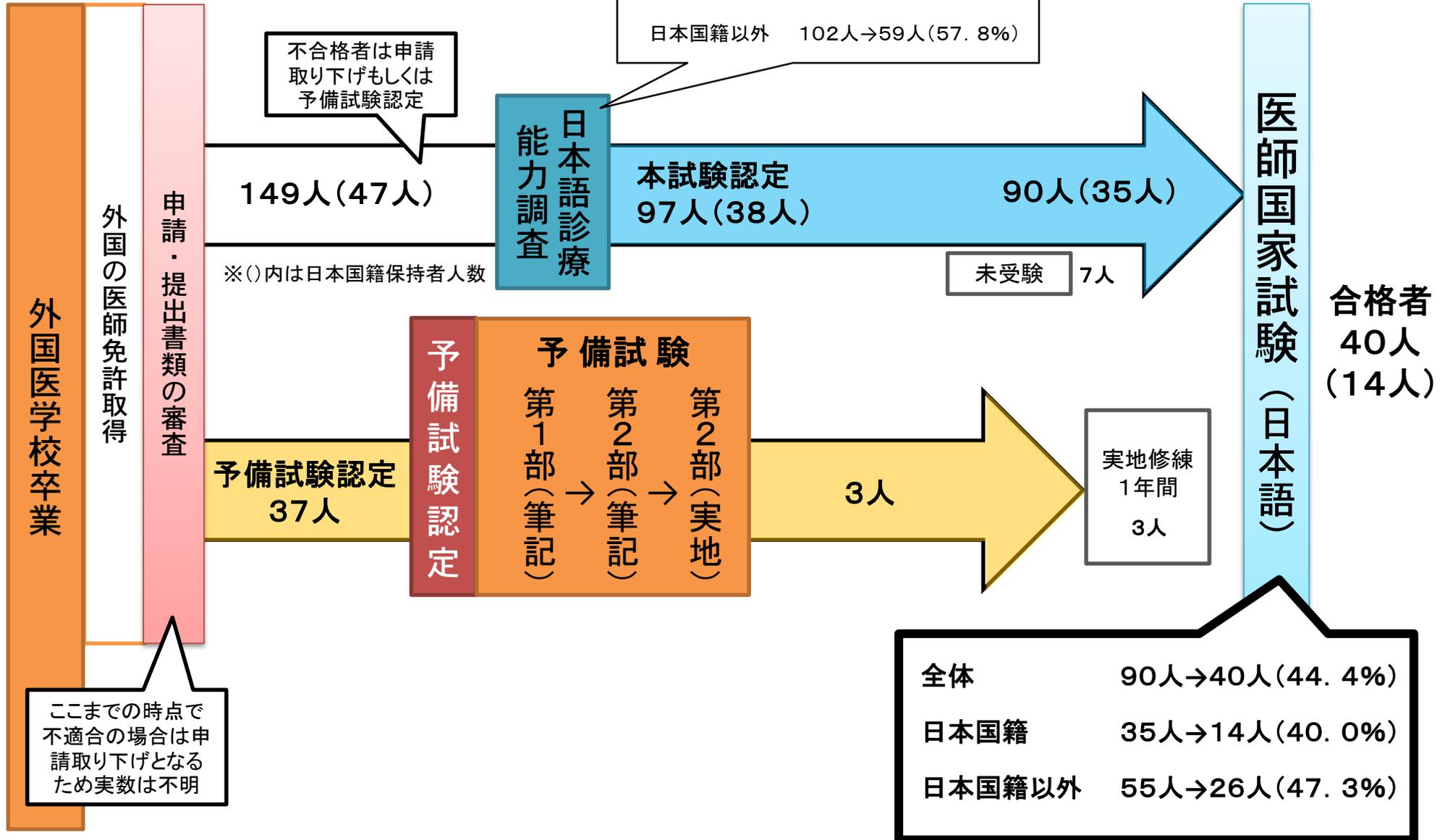
H29年度本試験認定者でH29年度本試験受験者の合格率

受験者数 90人
合格者数 40人
合格率 44%

学校所在地	受験者数		学校全体の合格者数/率			
	全体	日本国籍	全体	合格率	日本国籍	合格率
ハンガリー	21	35	11	52%	14	40%
韓国	29		17	59%		
中国	29		10	34%		
その他	11		2	18%		
合計	90		40	44%		

(参考) H29年度受験者中、本認定及び予備試験 179人
(H29年度以前の認定者も含む。179人中90人が平成29年度の本試験認定)
うち合格者数 75人

平成29年度 の実績



医師国家試験受験資格認定基準(書類審査)

		「本試験認定」	「予備試験認定」
修業年数	医学校の入学資格	高等学校卒業以上(修業年数12年以上)	
	医学校の教育年限※	6年以上 [進学課程:2年以上、専門課程:4年以上] (ただし、5年であっても5,500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には基準を満たすものとする。)	5年以上 [専門課程:4年以上]
	医学校卒業までの修業年限	18年以上	17年以上
専門科目の授業時間		4,500時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること	3,500時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること
医学校卒業からの年数		10年以内 (但し、医学教育又は医業に従事している期間は除く)	
教育環境		大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること	大学附属病院の状況、教員数等が日本の大学より劣っているものではないこと
当該国の政府の判断		WHOのWorld Directory of Medical Schoolsに原則報告されていること	
医学校卒業後、当該国の医師免許取得の有無		取得していること	取得していなくてもよい
日本語能力		日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること	

※:大学院の修士課程、博士課程等は算入しない。

医師国家試験受験資格

医師法(抄)

第11条 医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- 二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
- 三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、相当と認定したもの